平成２１年（フ）第９１３号
熊本県上益城郡益城町大字広崎1095番地
債務者　柿田　春美
1　決定年月日時　平成21年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第２１０号
神奈川県横須賀市不入斗町３丁目37番地１
明香マンション205
債務者　大嶺　　栞
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第２５７号
神奈川県横須賀市粟田２丁目53番12号
債務者　小峰　早苗（旧姓高野）
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第２５９号
神奈川県横須賀市西浦賀２丁目21番２号
債務者　宮下　宜已
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第１９６号
松江市春日町349番地
債務者　福田　　均
1　決定年月日時　平成21年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１６７号
山口市大内御堀3527番地15
債務者　田邉　廣秋
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２２０号
山口市吉田3083番地　Ｂ３―304号
債務者　常永加奈子
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２２１号
山口市秋穂東1236番地１
債務者　藤井ひとみ
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２３３号
山口県防府市大字新田935番地の11
債務者　清水　　修
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２３４号
山口市大内御堀3527番地15
債務者　田邉　涼子
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２３７号
山口県防府市大字牟礼1010番地　43棟5657号
債務者　白井　久子
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２４０号
山口市三和町14番55号
債務者　前田　　香
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１３９２号
名古屋市中村区中村町５丁目11番地
債務者　祖父江道子
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１３９６号
愛知県海部郡甚目寺町大字甚目寺字松山147番地の２
債務者　吉川スミ子
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４３８号
和歌山市和歌浦東２丁目４番16号
債務者　打越夫佐雄
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第５１５号
和歌山市北中島１丁目４番４号　県宮前住宅１棟４Ｆ26号
債務者　西岡ジャンペン
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第５３４号
和歌山市西浜1136番地の26
債務者　小山美紀子
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第５４３号
和歌山市吹屋町５丁目24番地の３　ホワイトフェアリー野上205号
債務者　山内　勇貴
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係